

【委員会記録】

丸若委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(10時44分)

これより、危機管理部関係の調査を行います。

危機管理部関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 徳島県新型コロナウイルス対策行動計画の改定について(資料①)
- 防災・減災対策に係る総点検の結果について(資料②)
- 第1回徳島県震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会の開催について(資料③)

中張危機管理部長

この際、3点、御報告いたします。

資料の1、2、3ということをお願いしたいと思いますが、第1点目は、徳島県新型コロナウイルス対策行動計画の改定でございます。

お手元の資料(その1)をごらんください。

本県では平成17年12月に徳島県新型コロナウイルス対策行動計画を策定し、さまざまな取り組みを進めてきたところでございますが、このたび、国の新型コロナウイルス対策行動計画が改定されたことを踏まえ、県の行動計画につきましても改定を行ったところでございます。

主な改定内容といたしましては、(1)国の行動計画の改定に準拠した改定であります。①として、地域での発生状況を踏まえ、柔軟に対応するための発生段階区分の明示、②平成21年4月に発生した新型コロナウイルス対策の経験等を踏まえ、病原性、感染力の程度等に応じ、実施すべき対策を決定しました。③病原性が高い新型コロナウイルスの発生・流行に備え、医療、社会機能維持等の対策を強化いたしました。この3項目の改定を行っております。また、(2)県独自の取り組みといたしまして、平成21年4月に発生しました新型コロナウイルス対策等の経験を踏まえ、各部局が実際に行った取り組みをこの行動計画に反映しております。

具体的な改定内容といたしましては、(1)発生段階の区分を国の行動計画に準拠し、お示した表のように分類し、また、(2)対策の強化といたしましては、従来の発熱外来の名称変更や設置時期の前倒し、新型コロナウイルス患者と判断した場合、直ちに医療機関から保健所へ連絡すること、患者の全数把握や学校等での集団発生の把握の強化など、

いずれも国の行動計画の改定に準拠して整理しております。

現在、海外においても新型コロナウイルスの発生は確認されていないようでございますが、いつ感染例が見つかり、いつ感染が拡大するかわからないものでございますので、今回改定しました行動計画に基づく取り組みを着実に実施し、県民の健康被害発生の阻止に努めてまいりたいと考えております。

2点目は、防災・減災対策に係る総点検の結果についてでございます。

お手元の資料(その2)をごらんください。

この総点検につきましては、東日本大震災における防災拠点施設、避難所等の被災状況を受け、本県における施設の耐震性、ライフライン確保等の現況について把握するとともに、課題に対する対応等の検討を行い、また、想定以上の津波が襲来するという事象が発生した場合の対応策についても検討し、被害想定の見直しの際において迅速な作業が行えるよう準備しておくため実施したところであります。

点検の概要でございます。右上でございますけれども、県と市町村が管理する防災拠点、避難所、学校等施設における津波浸水・耐震性能の有無、非常用電源の整備・食糧等の備蓄、また、学校等施設における避難計画の策定状況、さらには、国・県道の津波浸水想定、海岸・河川堤防の津波対策の実施等の公共土木施設等を対象として実施したところでございます。左下でございますが、この結果につきましては、防災拠点等の1,722施設のうち204施設、約12%が津波浸水区域内に立地しており、1,387施設、約81%が非常用電源未整備、それから1,575施設、約91%が食糧備蓄未整備などでありました。

裏面でございますが、学校等の避難計画につきましては、438施設のうち97施設、約22%が避難マニュアルの未策定、243施設、約55%が津波の避難解除基準未設定でございました。さらには、公共土木施設につきましては、海岸施設155キロメートルのうち112キロメートル、約72%で津波対策が必要である。また、津波浸水区域内の国・県道90キロメートルのうち22キロメートル、約24%が緊急輸送路であることが確認されたところでございます。これを受けて、整備が必要な点につきましては速やかに対応に着手し、例えば、特に数字が高い、1枚目でございますけれども、避難所運営マニュアルについては指針を県のホームページにアップするなど、具体的な対応をしているところでございます。また、市町村担当者会議で点検結果を周知いたしました。さらには、全市町村に足を運び、重ねて首長を初めとする市町村防災責任者と意見交換を行ってきたところでございます。

今後とも、点検結果から明らかとなった課題の解決に向けて、できるものから速やかに、取り組みを加速してまいりたいと考えております。

3点目でございます。第1回徳島県震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会の開催についてでございます。

資料(その3)をごらんください。

開催趣旨でございますように、東海・東南海・南海の三連動地震や中央構造線活断層等を震源とした直下型地震など大規模災害に備えるため、県民が一丸となって、災害に強い徳島づくりを実現することを目的とした徳島県震災対策推進条例(仮称)を検討するため、有識者からなる徳島県震災対策推進条例(仮称)策定検討委員会を設置し、11月16日に第1回委員会を開催いたしました。

委員会におきましては、三連動地震に対し、根本的に対策を考え直す必要があるとか、土地利用規制の考え方は他県に例のない考え方だが、どこまで条例に盛り込むかは県民の財産に影響があるのではないかな。高齢者が多い中で、みずから避難することや避難を支援することなどに対して、どう対応していくか。あるいは、条例名称は親しみやすく、わかりやすいものがよい、などといった多くの意見を各委員からいただいたものでございます。

裏面をごらんください。

当委員会の委員は、地域や福祉、産業などの各分野に加え、土地利用関係を含む16名の委員で構成さ

れております。委員のうち3名につきましては、公募委員を選定しております。また、アドバイザーといたしまして、国の社会資本整備審議会の委員であり、津波防災地域づくり法律案についてアドバイスをを行った、学習院大学の櫻井教授を迎えております。なお、今後は年度内に2回程度開催を予定しており、2月議会には素案をお示しできるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

丸若委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは質疑をどうぞ。

扶川委員

被災地の支援のことでちょっとだけお尋ねしておきたいんですが、ボランティアに毎月、私、行っておりますが、この間、福島に12、13、14日と行ってまいりました。全体として、ボランティア、減少傾向にあるんですが、被災地は仮設住宅に大体の方が入られているけども、生活再建は全くこれからであると。それから、インフラ整備もほとんど進んでないと。非常に深刻な状況であることに変わりはないんです。息の長い支援活動が必要だと思いますので、その点に関してちょっとお尋ねしたいんですが、物資の送付というのは、いつまで徳島県から、宮城県を担当しているんですが、やられたんでしょうか。

十川南海地震防災課政策調査幹

物資の支援につきましては、徳島県から沿岸4市町村の支援要員としまして、バスを連ねて東北に行ってまいりましたが、そのバスの座席あるいはバス座席下部に物資が積める範囲については物資を持っていておりました。

扶川委員

市町村に対しても物資の提供を呼びかけて送っていたこともありますよね。そして、市町村が独自に送っていたりもしてたんでしょうけど、それはいつまでなんですか。

丸若委員長

小休します。(10時55分)

丸若委員長

再開します。(10時56分)

楠本南海地震防災課長

物資の支援でございますが、物資の支援に関しましては当初大量に要するというので、宮城県庁、関西広域連合を通じまして、必要な物資ということを県民の方々及び市町村等からお願いしまして、物資を搬入していただいたところでございます。あとは、時系列によりまして物資が変わるということで、その際にこちらから行った職員からの情報をもとに、随時必要な物があれば対応して送っております、最終的には8月ごろまで、それはこういった物資が避難所にもまだ残っておるといことで、こういった物資が必要であるということがあれば、その際も随時送っておったところでございますので、正確にいつまで切ったという日付ははっきりしておりません。

扶川委員

大ざっぱに言うたら、避難所に送られていたんですよ、それなりに。どんどん避難所が縮小して、まだ一部は残ってますけども、大半の方が仮設住宅に入られた段階で、行政としての物資の収集、送付というのは終了しておるんですよ。それはわかっておるんですが、私はネックになっておるのは幾つかあると思うんですけども、一つは仮設住宅が一戸前の住宅扱いになっちゃって、そういうところまで送る必要があるのかという議論と、もう一つは、配る手間がないと。それから、行政として配る場合に公平性を保たなければならないので、配りにくい。いろんな要因があろうかと思うんですけど、それはあくまで行政の考え方であり、行政の都合なんですよ。

現地に行って、実際にボランティアとして自分の車に積んで持って行って配りますと、被災者の方は大変喜んでくださいます。メッセージカード、お礼の手紙をくれた方もあります。これから長い支援活動をしていく中で、自分たちは見捨てられてしまうんじゃないかと。ボランティアもほとんど来なくなっちゃったよというようなことになると、メンタル面でも被災者支援にならないわけですね。やっぱりどんどん息長くボランティアが現地に行くような仕組みをつくっていかなくちゃいけない。ところが、当初の泥かきとか、そういうことはもう仕事ありませんからね。今、メンタルの面と、それから当面生活用品なんかが不足していたら、それが欲しいという声があるんですよ、現実として。冬であれば、これから寒くなります。また、寒くなる時期を迎えるわけですが、毛布なんかが非常に求められておまして、例えば、福島県の相馬市でいいますと、1人当たり1万円を行政が支給したけれども、それ以降はやっていない。南相馬市は毛布は支給してない。そんな状況の中で、そういうもんを持っていくと非常に喜ばれます。

今後どのようにしてボランティア、どんどん行っていただくことを促していくのかということと、そのボランティアに対してフォローをどうしていくのかということがちゃんと検討されなければいけないと思うんです。高速道路の料金がネクスコの協力によって、今は3月まで無料の見通しですよ、それは非常にありがたいです。しかし、例えば、徳島からミニバンであそこまで往復して、少し活動しますとガソリン代だけで3万円以上かかります。それから車の借り上げ代なんかが要ると、それなりのお金がかかります。物資をたくさん持っていく、毛布なんかかさばりますから、何台も連れていくとその2倍、3倍とお金がかかってくるわけですね。そういうものに対して何か、例えば、ガソリン代とか運搬に使う車の借り上げ代とかフォローすることができないのか。あるいは、ボランティアセンターというのが今あいておりますので、まだ向こうも。例えば、徳島県の社会福祉協議会から現地のボランティアセンターに送って、そうすると送り賃だけは節約できるわけですね。人間だけ

行って、それを配る手伝いをするとか、ボランティアが。もう少しボランティアが活動できるようにフォローするように考えていただきたいんですが、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

被災地への支援でございますが、委員おっしゃったとおり、いろんな段階の支援がございまして、それから緊急的な支援体制、これは主に行政中心となって行う緊急的な支援。それから、阪神淡路の後もありましたが、孤独、震災関連でいろんなメンタル面、多くの方とつながって支援が行われていると、そういったつながりというのも重要でございます。

ただし、徳島県におきましても、宮城県をカウンターパート支援しておりまして、その間、宮城県、それから宮城県内の市町村のほうから発信されておりまして、こういう物資が必要であるとか、仮設住宅へ移行してるとかそういう情報も見ながら、現在としては、ルートとしましては、行政のほうからの必要な物資というのを適宜調達するような支援を行っているところでございます。

あと、ボランティアに関しましては、基本的には、ボランティアの全国的な団体でありますとか、息の長い支援を続けていく場合には、そういった無償奉仕というボランティアの精神に基づいて行っていただくことになると思います。

したがって、行政として、そういったボランティアの支援に対しましてどういった支援ができるのかというのは、できる限り、間接的な形とか情報提供を行うとか、そういったことについては検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

それこそ息の長い取り組みになるので、これも息長く議論してまいりたいと思います。きょうはあんまり、事前ですので、これ以上突っ込みませんがね。

そうしたら、要援護者のことですが、災害時要援護者の実態把握というのは、発生の直後からお願いしております。もう7カ月、8カ月過ぎていこうとしておるわけですが、どこまで徳島県内の災害時要援護者の把握が進んでいるか。特に、津波避難困難地域内にどの程度の方がおいでで、どういう個々の対応がとられているのか。そのあたりの実態をちょっと教えてください。

楠本南海地震防災課長

災害時要援護者の支援計画等でございますが、これに関しましては、保健福祉部の地域福祉課のほうで鋭意支援名簿の作成等を現在やっておるところでございまして、災害時要援護者に対しましては、県で策定しております災害時要援護者支援対策マニュアルでありますとか、障害者等防災マニュアル等を策定しまして、各市町村の担当の方に対しての説明会開催をいたしましたり、民生委員の方、自主防災組織の構成員の方々に参加していただきまして、県の担当職員が直接出向きまして、寄り合い防災講座等で周知を図っておりまして、現在、取り組み方針としましては、全体計画というのは23年の8月末現在で23市町村が策定しております。残りの1市につきましては、24年度中に策定予定ということでございます。4月以降でございますが、災害時要援護者名簿の取り組みを進めまして、4月には名簿が2万6,844名でありましたのが、23年

10月末現在で2万8,429名ということで、2,000名近くの名簿が整備されつつあります。ただし、年齢とかそういった対象者が動きますので、今のところはそういったことで報告を受けておりました、避難困難地域における登録者数というのも今現在聞いておるところでは800名強と聞いておりました、あと調査中であった市町村は現在も調査中であるということで、地域福祉のほうからは情報をもらっています。

扶川委員

これは大体、県の津波が到達する範囲内での今の見通しで、要援護者っていうのをカウントするんでしょ。どの範囲で、この2万8,429人なんですか。

楠本南海地震防災課長

災害時要援護者名簿といいますのは、津波災害だけでなく、風水害でありますとか土砂災害、そういった場合に避難が困難な高齢者の方でありますとか障害者の方を対象としますので、沿岸市町村の、それも津波だけでなく、避難に対して支援が要る方ということで名簿作成をしております。特に、沿岸のほうであります、津波から危険度の少ないところに逃げれるということも念頭に置いたことで、それは避難困難地域中のカウントでございます。

扶川委員

そうしたら、800名強とおっしゃいました。もうちょっと端数の数字を教えてくださいのと、これで津波避難困難地域の何%くらいまで調査が進んでいるんですか。

楠本南海地震防災課長

今、地域福祉のほうでは調査中ですので、その何%、それと対象者数というのも津波だけでなく、市町村においての登録数になっておりますので、津波避難困難地域における細かな数字というのは、今手元にはいただいておりません。

扶川委員

また教えていただきたいと思います。ちゃんと津波避難困難地域の中にいる人を把握されて初めて、個別の避難計画が立てれるわけですので、早く端数に至るまで調べていただきたいと。

それで、今後見直しがあれば、さらに困難区域が広がるわけですが、広げられたときにも即対応ができるように、災害時要援護者というものの全体を今の避難困難地域だけに限らず、早く調査しておく必要があらうかと思います。

それで、南相馬に行って、テレビでも何度も報道されたヨッシーランドのお年寄りが三十何人も亡くなったところを見てきましたけれども、ここは海拔9メートルで、海岸からは2.5キロは離れているんですね。まさかここまでは来ないだろうというところなんです、施設に行きますと、人が立った、このくらいですね、壁に痕跡が残っています。海拔9メートルにこれを足しますと、恐らく11メートル以上の高さのところまで水が来ているんですね、海拔の。そのすぐ隣に、ほんの20メートルほど上がったら、2メートルほどの高さの道路があ

って、そこにはほとんど水が乗ってないんですね。痕跡もあんまりない。その向こうのお宅は無事なんですね。この20メートルほどを避難できなかったために、たくさんの方が亡くなったわけですね。まさかここまで来ないだろうという油断と、いざ来たときにお年寄りが避難するすべがなかったと。7キロ離れたところから駆けつけて、身内の者が助けたというお年寄りもあったというふうにインターネットなんかを見ると載ってますけれども、そこで、老人ホームとかこういう福祉施設に入っている方の相当部分が要援護者になってこようかと思うんですけど、海拔何メートルのところにとどれだけの施設がある、社会福祉施設があるというような、そういう資料というのは整理されておられるんですか、全戸、何か。

楠本南海地震防災課長

今回、部長のほうから報告をさせていただきました、そういった施設等の総点検、その中で、福祉施設でありますとか、そういったものの点検もしております。浸水予測からどれくらいの余裕度があるとか、そういった点検もしておりますが、数も多いので個別にそれぞれというのは今お答えできません。

扶川委員

じゃあ、付託までに資料をいただきたいと思いますので、ちょっと全容を教えていただけたらと思います。

それから、お年寄りは逃げる意欲も問題にされますけれども、体が十分動かないものですから、逃げるにしても若い人と同じところまで逃げられないんですね。南相馬で50人を超すような死者が出た野球場も見てきましたけども、野球場に2メートルほどの観覧席の土手みたいなのがあって、そこに上がってたんですが、これも2キロ以上奥だと思えますけれども、水が入ってきて流されて、たくさんの方が亡くなりました。この野球場の入り口に、このくらいの高さのフェンスがあるんですね。それがかぎが閉まっていたんですね。それを乗り越えられなかったそうです、高齢者の方は。若い人だったら、何てことはない、飛び上がれるくらいの高さなんですけど、それだけ高齢者っていうのは若い人と違うんだなあ実感しました。

そこで、南の5分とか10分で津波が来ってしまうようなところの沿岸部に、高齢者の方には申しわけないですけれども、そこにお住まいになられておること自体が防災上、対応できない原因になっておるのは明らかです。今検討されている報告のあった条例で強制することはもちろんできないと思いますけれども、何らかの形で高台に住んでいただくような誘導の対策は必ず要すると思います。それから、公営住宅なんかも積極的に建設して、少なくともお年寄りを先にそういうところに誘導しておくことによって、若い人も助かるというような仕組みづくりが要すると思うんですが、そのあたりのお考えというか計画をお聞かせいただきたい。

楠本南海地震防災課長

津波による被害ということで、今回も東日本大震災で高齢者の方が多数亡くなられております。津波から逃げるという場合に、非常に困難を要すると。また、私も機会がありまして、岩手県の県庁の方、それと宮城、それからいろいろお聞きして、そういった救出に向かわれた、家族として助けに行くということで命を亡くされた方というのも多数おられると。「津波でんでんこ」と言うように、それぞれ一人一人が逃げられるようなことをして、最小限化するのが必要だということもお聞きしております。

ただし、先ほど委員おっしゃったように、強制的なところとは非常に議論を要するところだと思います。国

における法律に関しましても、また、津波に対する建物の対応力というのも、昨日の夕方、国交省の住宅局のほうから、津波避難のビルでありますとか、構造物に対する中間報告ということで基準が出ておまして、構造物、浸水高に対して一定程度の高さを保つてありますとか、そういったことが国のほうの検討においても出てきております。

あとは、土地利用とか、そういった住宅に関しては、まちづくり全体の計画にもきっちりとその中で位置づけも必要と思います。

現在、条例に関しましては、全国で20都道県で震災の条例はできておりますが、そういった一般的な震災条例の中で土地利用規制というのは、県段階では策定された事例はございません。ただし、建築基準法等で規制している事例というのは本県にもございます。

そういったことで、災害危険度に応じた建物規制でありますとか、そういった部分というのは従来からも考えはありますが、今回、新たに津波による大きな被害ということで、特に甚大な被害が予測されるところについては、住民の命を守るという観点から、建物でありますとか土地利用、そういった多重防御のハードも含めましてトータルの考えの中で、利用規制の必要性等も議論されておるところでございます。本県の条例の、この間の検討委員会におきましても、命を守るということで必要性というはあるが、既存の生活されている方とかそういったこともあるので、慎重に議論が必要であるというようなことも御意見として伺っているところでございます。

扶川委員

もう時間がありませんので、また引き続き議論したいと思いますが、最後に1点だけちょっと聞き忘れたので、ボランティアが減っていると思うんですけど、例えば、高速道路の無料化の措置で、申請を県のほうに上げさせていただいて、それをもらうわけで、ある程度そういう数というのは把握されておると思うんです。推移をちょっと教えていただきたいと思います。

楠本南海地震防災課長

必要に応じまして御依頼がありましたら、そういった無料の手続をしておりますが、今その計を積み上げたとかいうお答えできる数字はございません。

扶川委員

そうしたら付託まで結構ですから、把握できる限り、いろんな手段で、徳島県から行っている人がどういう推移になっているのかを把握して教えていただけたらと思います。

重清委員

先ほど報告された新型インフルエンザ対策の中で、これ前、平成21年度に発生したとき、国も県も大騒動になったんですが、あのとき、たしか木南委員さんがタミフルの備蓄とかああいう話をしたんですが、あれから3年たって、ことしは東日本大震災、それからベトナムとか、いろいろ環境がちょっと悪うなつとんで、いつどいう病気が起こるかかわからんし、新型インフルエンザ対策をきちんとせないかんと思いますけども、タミフル

とかの状況はあれからどないなってるんですか、今現在。あれ消費期限もあつたと思いますし。いろんな対策、年齢とか、いろいろ指摘はされておつたと思いますけども、今回ここで、医療、社会機能維持等の対策を強化せないかんというて、こういうもんを出しとんですけど、今現状はどのようになつておるんですか。

近藤危機管理政策課長

そのことも受けまして、このたびの新型インフルエンザ対策行動計画、国の計画によりまして、都道府県等の要請に応じ、国備蓄の抗インフルエンザ薬、タミフル等の配分につきましてもこの計画の中に入れてございます。

したがいまして、十分な対策がとられるということを保健福祉部のほうからは聞いてございます。

重清委員

いや、こういうのを出したんやけん、今の徳島県の現状というのをわかった上で、こういうふうにしなさいよという検討はしとらんのですか。わからんこういうのをつくつとんですか。県の状況を、今のタミフルの状況を聞きたいんですけど。

丸若委員長

小休します。(11時21分)

丸若委員長

再開します。(11時21分)

近藤危機管理政策課長

保健福祉部のほうで所管はいたしておるところでございますけれども、医療機関でございますとか関係機関等と協議しまして、薬品の卸売業者さんでありますとか、そういう方と適切な量を確保するよう協議を行つておると聞いております。

(「現状を言よんやけど」と言う者あり)

丸若委員長

小休します。(11時22分)

丸若委員長

再開します。(11時23分)

近藤危機管理政策課長

この改定を受けまして、あくまでもこれは計画ということで、我々のほうは方針を出したということで、保健福祉部のほうで徳島県新型インフルエンザ対応マニュアルとの整合性を図るために、来年3月を目途に改

定をする予定と聞いてございます。その中で、ワクチンの接種体制でございますとか、そういうものをきっちり
と対応するとともに、重症対応医療機関への受け入れ等の把握等についても検討がなされるということで今
現在鋭意作業を進めておるところでございます。

重清委員

所管が違うのはわかるんやけど、わしが聞いとるんは、タミフルの、今の県の状況はどんなんですかと。こ
れも踏まえた上で、行動計画をつくつとらんのですかと、危機管理がこれをつくつとらんだったら。ほういうん
を、県の状況もわからんと、こういう大きなことだけやって、あとは所管の各々がやるということですか。タミフ
ルの状況がわからんのか、わかっとんか。わからんのやったら、わかりません。わからんと行動計画はつくり
ましたと言うんだったら、それでも構いません。どんなんですか。

丸若委員長

小休します。(11時24分)

丸若委員長

再開します。(11時27分)

重清委員

その件は、また後で結構ですんで、よろしく願います。

それと、今回の防災・減災対策に係る総点検で今課題がこう出たんですけど、今年度に想定値を出します。
その後で、もう一回するんかと。それと、中央防災会議が出したときにもう一度するんか。

これは恐らく二連動のときなのでしょう、今の現状は。どうい、今からの流れとしてはいこうとしよるのか。こ
れを見たら、いろいろ津波浸水、耐震とか全部点検しとんですけど、海岸、水門、すべてまたもう一度変わっ
てくると思いますけど、もうあと2回するというんでええんかな。方向を。

楠本南海地震防災課長

この調査では、今現在、二連動、今の想定に基づいた点検をしております。ただし、今回お願いしたのは、
どれくらい余裕度があるかというのもチェックをしていただくようにしておりますので、十分な余裕度があつて、
津波高の暫定値と比較をしていただくようになります。

今、暫定値を出すことにつきましては、大きく、国等のが出た場合に手戻りがないように、今はできれば予
想される最大規模的な暫定値ということで検討しておりますので、ただし、本当に大きくずれた場合は、詳細
な津波浸水マップとかに基づいて、必要なものはまた見直しが必要になってくると考えております。

今のところは、今の調査で暫定値と比較をしていただくようなことで考えております。

重清委員

今年度に暫定値が出るということで、来年は早々にもう一回見直しをやるということでよろしいんですか。

楠本南海地震防災課長

はい、今の暫定値と被害想定に基づきました数値が大きすぎたりとか、また、いろんな資料をもとにして点検をかけるというような流れになると考えております。

重清委員

これが出て、今後の対応とかいろいろあるんですけど、今、国も予算がない、県も予算がないというところで、ただ、海岸施設はわかります、水門はあきません、国道、県道あきませんといったときの連携は、きちんとこれから、これはこっちの推進条例のほうに入ってくるのか。どういう方向で進めようとしているのか。危ないですよ、わかりますよ、皆さんと言って、条例も一緒ですけど、何も整備しなかったら話になりませんので、どういう流れとして今後いくのか、方向性をちょっと教えてほしいんですけど。

河野危機管理部次長

ただいまの御質問でございますが、特に、裏のページに公共土木施設ということで、土木のすべて管理している施設のチェックをいただいております。

予算の状況もございませけれども、3次補正とかいろいろ国の施策にのっかって、要望をいただくという形にしてございます。特に力を入れたいのが、市町村と県との連携ということが非常に大事でございまして、この取りまとめができた段階で市町村を回らさせていただきました。それで、この調査結果がこれからの地震対策、津波対策のベースとなる数値が出たわけでございますから、その整備の数値については100に近づけていこうということをお願いもしてきたところです。既に、市町村によりましては、例えば、鳴門市でございまして、地震津波対策推進計画という形で97項目の対策を計画的に市を挙げて取り組んでいきますとか、備蓄ができてない町村につきましては、避難所に備えるために食料、毛布等の購入をこの12月議会に提案したりとか、場所によっては孤立する箇所もございまして、仮定の孤立地点を決めて、その場合に、救援、救出、救助、さらには避難行動のシミュレーションをしてマニュアル化したいとかいう町村。あとは訓練を実施して、ペーパーだけでなしに実際に動いた段階で、どういう形になったのか。職員から提案もいただいて、実行力のある体制、見直しをしたいということもございまして、ある町でございまして、防災活動に力を入れたいということで、来年度、災害対応する組織を検討しているとか、たちまちこの点検結果でつかる程度の市町村には動きが周知できたかなと思っております、県としても、市町村には積極的に足を運び意見交換し、情報の交換、共有という形で今後とも津波対策、地震対策に取り組んでいきたいなというふうに思っております。

重清委員

総点検はこんなんで行けますわ。結局、公共土木施設の海岸施設、水門、国道、県道、こんなんに予算が要るでしょう。何ぼ市町村がやるというたつて、こんなもん国、県がこの財源をどないするか。これがないとできませんでしょう。それをどうやって、こうやって書きながら、危ない危ないとかできておりませんと言いながら進めていくのか。何で進めていくのかを聞きよんです。市町村にやれということですか、今のは。そこの方向性

をこっちの条例でいくのか、それとも、問題点はいろいろまだいっぱい出てきますわ。それをどういうふうに進めて、減災対策をするのか。死者ゼロを目指していくのか。そこを聞つきよんです。

河野危機管理部次長

公共土木施設につきましては、県土整備部及び各部のほうで、この施設についてはチェックをいただいたということでございます。それで、この数字を見ても、特に海岸津波対策ということになると72%が対策ができてないということで、現実には、南のほうから、津波の到達時間が早いほうから、例えば、河川海岸でございますと、穴喰浦海岸では液状化対策とか補強とかを進めてきているところがございます、南から順次調査等を進めているところがございます。

それで、特にハード対策につきましては、今後の対応というふうに公共土木施設に書いてございますけれども、そのあたりも南から、緊急度の高い、重要度の高いところから対策を、そして予算の供給をしていただくということになってございます。

重清委員

もう事前ですので、これぐらいで終わっておきますけれども、また委員会でやらさせていただきますので。

丸若委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(11時35分)